

## 資料4

### 保育所の設置主体について

国の規制緩和により、設置主体に対する規制はない。

主な設置主体及び国による補助・負担制度の有無は、以下のとおり。

設置主体	施設整備に関する 国補助制度	施設運営に対する 国負担制度
地方自治体	なし	交付税算入による負担
社会福祉法人	あり	公定価格に基づく運営 費の支弁
学校法人		
企業（株式会社等）	なし	

このほかNPO法人や宗教法人、個人等も設置主体となれる。

厚生労働省の統計によると、平成27年4月の設置主体の内訳は、以下のとおり。

